

那覇文化芸術劇場なは一と建築物法定点検業務委託
制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件名 那覇文化芸術劇場なは一と建築物法定点検業務委託
- (2) 施設名 那覇文化芸術劇場なは一と
- (3) 履行内容 別添「仕様書」のとおり
- (4) 契約予定日 令和 7 年 11 月中
- (5) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 28 日
- (6) 様式等 那覇市ホームページからダウンロード
- (7) 主な概要 公共建築物について建築基準法第 12 条第 2 項および第 4 項に基づき、損傷、腐食その他の劣化状況に係る点検（以下「本業務」という。）を行うものとする。

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 本市法制契約課が管理する「令和 6・7 年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿」又は「令和 7・8 年度那覇市建設工事等入札参加資格者名簿」のいずれかに登録されている者であること。
- (2) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。
- (3) 令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 2 月 28 日の期間に、建築物法定点検業務委託を元請として実施した実績があること。
- (4) 従業員に次の資格を有する者がいること。
 - ・ 一級建築士又は二級建築士
 - ・ 建築基準法第 12 条の 2 に規定された建築物調査員

- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (8) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。
 - ア 暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 1 号の暴力団をいう。以下同じ。)の関係者又は暴力団員(暴排条例第 2 条第 2 号の暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
 - イ 暴力団又は暴力団員の統制下にないこと。
 - ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 入札参加資格審査申請

入札参加者は、次に掲げる書類に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。なお、公告に定める日までに申請書及び添付書類を提出しない者、又は入札参加資格要件を満たしていないことが確認された者は、当該入札に参加することができない。

- (1) (様式 1)入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書
- (2) (様式 2)業務実績表(令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 2 月 28 日)
- (3) 入札参加資格要件にあげる業務実績を証する書類の写し(契約書写し等)
- (4) 入札参加資格要件の「一級建築士又は二級建築士」、「建築基準法第 12 条の 2 に規定された建築物調査員」の資格を有する者を証する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

4 契約条項を示す場所 那覇市ホームページ内

5 申請方法

- (1) 申請期限：令和 7 年 10 月 27 日(月)午後 4 時まで
- (2) 申請先：那覇市役所 文化振興課
- (3) 申請方法：入札参加資格審査申請書類一式を期限までに(10 月 27 日(月)午後 4 時必着)持参またはメールにて申請すること。
メール送信後は、必ず文化振興課へ確認の電話をすること。
- (4) 入札参加資格審査結果：令和 7 年 10 月 31 日(金)午後 4 時までに申請者へ通知する。

6 入札の日時など

- (1) 入札日 令和7年11月5日(水)10時
- (2) 入札場所 那覇文化芸術劇場なは一と 小スタジオ
- (3) 入札方法 直接投函
- (4) 入札時提出書類
 - ア 入札書(本市様式)
 - イ 代理人が入札する場合にあっては委任状(本市様式)

7 入札書の記載方法

- (1) 入札参加者は、入札条件等を熟知のうえ、入札に参加すること。
- (2) 所定の「入札書」必要事項を記入し、記名押印するものとする。金額の記入はアラビア数字(算用数字)を使用し、金額の前に「¥」を記入すること。押印は、登録印鑑届出印を押印すること。
- (3) 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額を記入すること。
- (4) 代理人により入札を行わせる場合は、所定の「委任状」に必要事項を記入し、入札執行前に提出すること。委任状のない入札は無効となる。委任状の押印は、入札参加資格者名簿に登録された事業者は、印鑑登録された代表者印と代理人の印を押印すること。代理人による入札において、入札書には委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (5) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- (8) 直接投函以外による入札は認めない。
- (9) 入札執行回数は3回までとする。

8 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札

- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 直接投函以外による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

9 入札保証金、契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：那覇市契約規則第8条第1項第2号により免除する。
- (2) 契約保証金：那覇市契約規則第30条第1項第9号により免除する。

10 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格範囲内の価格で有効な入札をした者のうち最低価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

本案件は予定価格を公表しない。1回目で落札しない場合は、2回目、3回目の入札を引き続き行う。2回目、3回目に使用する入札書は入札参加者であらかじめ準備すること。

11 質問の方法・回答

(1) 質問の方法

(別紙①)質問書に質問内容を記載し、文化振興課にメールにて提出すること。メール送信後、必ず、確認の電話をすること。

(2) 質問期限

令和7年10月27日(月)午後4時まで

(3) 質問に対する回答

令和7年10月31日(木)午後4時までに入札参加申請者全員へメールにて回答する。

12 その他

- (1) 入札説明会は開催しないこととする。
- (2) 入札の際は、次の事項について留意すること。
 - ア 入札参加者は、1業者1名とする。
 - イ 入札会場への集合時刻は、指定の入札時刻の5分前程度とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。

13 問い合わせ先

〒900-0015 那覇市久茂地 3-26-27

那覇市 市民文化部 文化振興課 劇場管理・舞台技術グループ（担当：宮城）

TEL:098-861-7810

メールアドレス：nahart002@city.naha.lg.jp

